

富士川町新型コロナウイルス等対策行動計画概要版

第1章 計画の基本事項

計画の趣旨・計画策定の経過

新型コロナウイルス等の発生に備え、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下特措法）及び感染症法に基づき平成25年6月に新型コロナウイルス等対策行動計画を策定。また、新型コロナの経験を踏まえ国・県の行動計画が改定されたことを受けて、町の行動計画を改定することとした。

計画の位置づけ

特措法第8条に基づき、町における新型コロナウイルス等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府行動計画、県行動計画に基づく町行動計画。

対象疾患

特措法が適用される、新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症である。

第2章 新型コロナウイルス等対策の基本方針

対策の目的

- ◇感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命・健康を保護
- ◇町民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

対応時期の取扱い

対応時期を準備期・初動期・対応期として対策を想定

準備期：感染症有事に備えた取組みを実施

初動期：病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処

対応期：4つの段階に分け、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え対処

対策の基本的考え方

- ◇柔軟な対応 ◇横断的な視点での対策 ◇社会全体で取り組む感染拡大防止策 ◇町民1人1人による感染拡大防止策

実施上の留意点

- ◇国・県等関係機関相互の連携協力 ◇基本的人権の尊重
- ◇記録の作成・保存

町民の生命及び健康の保護 町民の生活及び経済に及ぼす影響を最小化

第3章 各対策項目における理念・目的及び取り組み

対策項目	理念・目的	準備期	初動期	対策期
1 実施体制	組織体制の構築と対応力の強化。	行動計画・業務継続計画をもとに体制整備を行う。平時から関係機関との連携、訓練の実施。	富士川町インフルエンザ等対策本部設置準備。職員に対しての感染防止策の実施。	実施体制の確保・維持。関係機関との連携強化。
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	速やかな情報収集・分析と正しい情報提供。	情報提供・共有のための体制整備。偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発。	収集した情報をあらゆる手段を用いて、町民にわかりやすく提供。双方向のコミュニケーションの実施。偏見・差別、偽・誤情報対応。	収集した情報をあらゆる手段を用いて、町民にわかりやすく提供。双方向のコミュニケーションの実施。偏見・差別、偽・誤情報対応。
3 まん延防止	感染拡大の抑制のため、柔軟かつ機動的に対応。	まん延防止対策、実施のための体制整備及び、効果を高める環境整備。	業務継続計画に基づく対応準備。個人における対策の普及。地域対策・職場対策の周知。	主眼を被害軽減へ転換してのまん延防止対策の継続と対策を行うことでの影響への配慮。
4 予防接種	円滑で安全安心な接種の実施。	医師会等と連携し住民接種等が円滑にできるよう接種体制の構築。予防接種に関する正しい知識を普及。	予防接種体制の整備のため、業務担当の検討や人材確保等の準備。	構築した接種体制に基づき予防接種の実施。予防接種に関する情報提供・共有、健康被害の救済。
5 医療	発生状況に応じた医療提供体制の整備。	県が行う医療体制の整備等への協力。医療資器材の備蓄・整備。医療ひっ迫予防のため、救急車の適正利用の周知。	県に協力し、医療体制の確保やの受診方法の周知を実施。医療ひっ迫予防のため、救急車の適正利用の周知。	発熱外来の周知。救急搬送・救急医療提供体制の維持。健康診断や受診を控えることがないよう普及啓発の実施。
6 保健	町民の生命・健康を保護する。	関係機関との連携を図り、有事の際に必要な整備を行う。県に協力し自宅療養者への支援整備を行う。	感染を疑う有症状者等の受診を案内する相談センター（保健所）の周知。	県からの要請に応じ要配慮者等の自宅療養者への対応。特措法によらない感染症対策への移行時の留意点の説明。
7 生活・経済の安定の確保	感染対策と町民の生活・経済との両立。	情報収集のための体制整備やDX化の推進。要配慮者の把握と生活支援の体制整備。物資及び資材の備蓄。	火葬体制の整備等、被害を想定しての整備。	対応の長期化に伴う心身への影響や教育・学びの継続支援。生活関連物資の価格の安定。社会経済活動の安定の確保。

第4章 予防接種計画

特措法・予防接種法に基づき「特定接種」「住民接種」を実施。

住民接種は、集団的接種での実施が想定されるので、医師会等関係機関と連携し、接種に必要な人員・会場・資材等を含めた接種体制を構築するとともに、DX化の推進も行う。